

令和元年度登米市一般会計決算における市町村交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度登米市一般会計決算における市町村交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 613,850 千円

【歳出】 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 13,145,795 千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	左の財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他	
社会福祉	社会福祉費	3,547,484	1,442,200	15,800	50,478	173,927	1,865,079
	児童福祉費	4,433,817	2,839,145	17,300	208,509	116,767	1,252,096
	生活保護費	899,658	694,508	0	11,148	16,548	177,454
	小計	8,880,959	4,975,853	33,100	270,135	307,242	3,294,629
社会保険	社会福祉費	1,525,044	452,837	0	0	91,460	980,747
	小計	1,525,044	452,837	0	0	91,460	980,747
保健衛生	保健衛生費	748,202	19,740	75,100	23,523	53,723	576,116
	病院費	1,991,590	0	0	99,160	161,425	1,731,005
	小計	2,739,792	19,740	75,100	122,683	215,148	2,307,121
合計		13,145,795	5,448,430	108,200	392,818	613,850	6,582,497

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※2 社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費は、人件費及び事務費を除いた額とする。